

「約款・規定集」の一部改定のお知らせ

2024年4月1日付で、「約款・規定集（個人のお客さま用）」に掲載している以下の規定を改定いたしました。改定内容につきましては、下記の新旧対照表をご覧ください。

- ・ オンライントレードによる公開株式の購入等にかかる利用規定
- ・ オンライントレード電子交付サービス利用規定
- ・ オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定

記

※ 下線部変更

オンライントレードによる公開株式の購入等にかかる利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">2024年4月</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、<u>「ダイレクト取引コース利用規定」</u>、「MUFG テラス・コース利用規定」、<u>その他の約款</u>および規定等の定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">2021年7月</p>

オンライントレード電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまが「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」(以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。)の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">2024年4月</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまが「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」(以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。)の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「<u>ダイレクト取引コース利用規定</u>」、「<u>MUFG テラス・コース利用規定</u>」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">2021年2月</p>

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条この規定は、お客さまへの書面の交付 <u>(第三者に代わってお客さまに書面を交付する場合も含まれます。)</u> に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。</p> <p>2 お客さまが「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」（以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。）の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。</p> <p>2 お客さまが「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」（以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。）の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービス <u>(※)</u> に関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「<u>ダイレクト取引コース利用規定</u>」、「<u>MUFG テラス・コース利用規定</u>」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p><u>※スマートフォンサービスを通じた本サービスの提供は、2022年9月の予定です。</u></p>

新	旧
<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 当社が、本サービスにより交付（以下「電子交付」といいます。）できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書面を含めた、以下に掲げる書面（以下「報告書等」といいます。）のうち、当社が定めるもの（以下「電子報告書等」といいます。）とします。なお、電子報告書等の種類および電子交付する日は当社ホームページに掲載します。</p> <p>(1) 取引残高報告書</p> <p>(2) 取引報告書</p> <p>(3) 利金、分配金、配当金、償還金のお知らせ</p> <p>(4) 累積投資再投資のご案内</p> <p>(5) その他当社が定めるもの</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(本サービスの方法)</p> <p>第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページ（いずれもお客さまが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法により行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2024年4月</p>	<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 当社が、本サービスにより交付（以下「電子交付」といいます。）できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書面を含めた、以下に掲げる書面（以下「報告書等」といいます。）のうち、当社が定めるもの（以下「電子報告書等」といいます。）とします。なお、電子報告書等の種類は当社ホームページに掲載します。</p> <p>(1) 取引残高報告書</p> <p>(2) 取引報告書</p> <p>(3) 利金、分配金、配当金、償還金のお知らせ</p> <p>(4) 累積投資再投資のご案内</p> <p>(5) その他当社が定めるもの</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(本サービスの方法)</p> <p>第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページ（いずれもお客さまが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法（「<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>」第56条第1項第1号ハの方法）により行います。</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2021年2月</p>